

令和8年度 貨物自動車免許等取得助成事業 交付要綱

令和8年3月25日制定
公益社団法人青森県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、ドライバーの確保と人材開発に資することを目的に、青ト協会員事業者（以下、「会員事業者」という。）が従業員に、貨物自動車免許（以下「免許」という。）を取得させる際の支援を行う。

(予算額)

第2条 助成金の交付予算額は、4,500,000円とする。

(助成対象免許・助成額)

第3条 助成対象となる免許の種類、助成額は次のとおり。

| | |
|-------------|--------------|
| 大型免許 | 1名につき60,000円 |
| 中型免許 | 1名につき35,000円 |
| 準中型免許 | 1名につき30,000円 |
| 準中型（5t限定解除） | 1名につき10,000円 |
| けん引免許 | 1名につき25,000円 |

(助成枠)

第4条 1事業者3名まで

(助成対象)

第5条 助成金は、会員事業者が（1）から（2）に定める要件を全て満たす従業員に、第3条に定める免許を取得させた場合に限り交付する。

（1）会員事業者は、ドライバーとして従事させる（する）ために在職中の従業員に、第5条に定める期間中に、指定自動車教習所で免許を取得させ、その費用の全額を事業者が負担していること。

（2）申請日において、会員事業者に雇用（雇用保険に加入）されている者であり、運転者として従事していること。

(対象期間)

第5条 本助成は、令和8年4月1日から令和9年2月末日までに、当該免許を取得し、支払いを完了したものを対象とする。

(申請及び助成金の請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、第5条に定める期日までに様式1「貨物自動車免許等取得助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」を青ト協に提出しなければな

らない。

2 国、地方自治体又はその他団体等が実施する助成制度との併用を可とする。

(助成金交付)

第7条 青ト協は、会員事業者から実績報告及び助成金の請求があったときは、その内容を審査し、助成対象と認めるときには、会員事業者に助成金を交付する。

ただし、第5条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会員事業者においては、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

(助成金の返還)

第8条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、青ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。